

6月1日は

「人権擁護委員の日」です

昭和24年6月1日に人権擁護委員法が施行され、人権擁護委員は国民の基本的な人権を擁護し見守る、いわば民間人による人権の番人の機関として誕生しました。

全国人権擁護委員連合会は6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、この日を中心として皆さんとともに一層の人権思想の啓発に努めます。

人権相談は、人権擁護委員の自宅（14ページ参照）で随時受け付けています。

相談は無料で秘密は固く守られますので、お気軽にご相談ください。

暴力団に関する 相談のご案内

暴力団でお困りのかた

暴力団のことでお困りのかたは、どんなことでも気軽に相談してください。



恐れず

迷わず

すぐ相談

相談は面接、電話、文書でも結構です。
相談は無料、秘密は厳守します。
相談は、毎週月～金曜日(休日祝日を除く)
午前9時～午後5時

(財)岐阜県暴力追放推進センター
岐阜市藪田南5丁目14番1号
(元 県警察本部交通機動隊2階)
☎ 277・1613 FAX 277・1366
フリーダイヤル(0800)200・8930 (ヤクザ頭)

岐阜県警察本部暴力対策課

暴力ホットライン ☎ 274・7444
(暴力110番・24時間対応)

霊柩車使用料

7月1日から5,000円

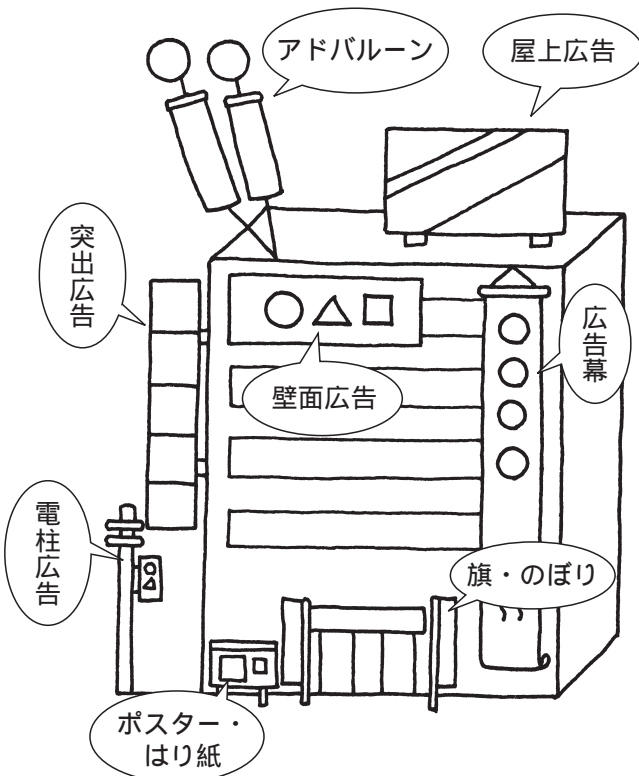
使用料

	改正前	改正後
1回につき	3,700円	5,000円

ただし、町内者が緑会館を使用して火葬場までの間を使用する場合には、2,500円となります。

守ろう!! 屋外広告物のルール

私たちが生活するまちでは、いろいろな広告物を目にします。これらの広告物は、身近な情報源として大きな役割を果たすとともに、まちに賑わいや活力をもたらしてくれます。



しかし、広告物が無秩序に出されると、まちの美観を損なうばかりか、思わぬ事故が発生する場合があります。県では、広告物が適正に出されるよう屋外広告物条例を定めています。

屋外広告物は「常時または、一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるもの」で、個人や法人の名称、商店名などの文字表示から、標識やシンボルマークなどの記号や表示で、その内容が営利を目的としないものまで含まれています。

屋外広告物のルールについてご理解いただき、私たちのまち笠松を「快適で暮らし心地のよいまち」にしていいため、皆様のご協力をお願いします。

また、屋外広告物には、許可申請と手数料が必要です。申請されていないかたは必ず申請してください。

ただし、自分(自社)の敷地内での10平方メートル以下の場合、申請は必要ありません。

【問合先】建設課